



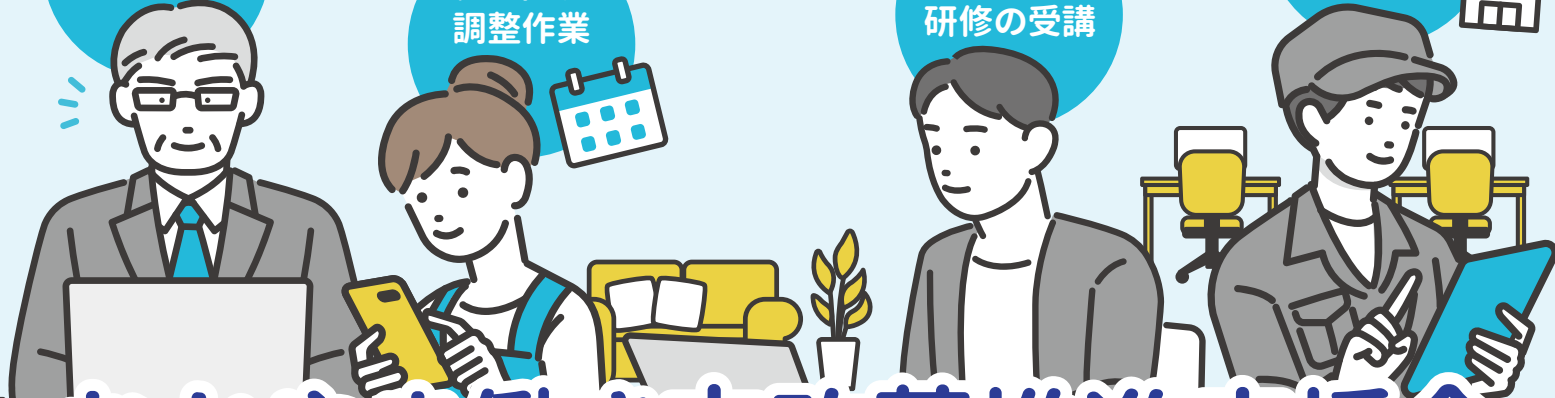
# 現場の仕事を止めずに 働き方は変えられる!

リモート  
ワーク活用

シフトの  
調整作業

オンライン  
研修の受講

サテライト  
オフィスで  
作業報告



## おかやま働き方改革推進応援金

テレワーク制度・勤務間インターバル制度の導入で

最大 **70** 万円の応援金を支給します!

申請期間

2026年 **11** 月 **2** 日 (月) 10:00 ▶ 2027年 **1** 月 **29** 日 (金) 17:00

※応援金の申請受付は先着順です。

### 主な支給要件

テレワーク制度導入

**50万円**

加算

勤務間インターバル  
制度導入

**20万円**

- 厚生労働省の「令和8年度働き方改革推進支援助成金」のうち、次のいずれかのコースを岡山労働局長に申請し、令和9年1月15日までに支給決定通知を受け、かつ岡山県内に事業所等を有する中小企業支援法第2条第1項で定義される中小企業者であること。
  - 業種別課題対応コース
  - 労働時間短縮・年休促進支援コース
  - 勤務間インターバル導入コース
- 令和8年4月1日から令和9年1月15日までに、新たにテレワーク制度を導入していること。
- テレワーク制度は、1人以上の労働者を対象とすること。
- 勤務間インターバル制度導入加算は、次のいずれも満たしていること。
  - 令和8年4月1日から令和9年1月15日までに、新たに勤務間インターバル制度を導入していること。
  - 対象事業場に所属する労働者の1/4を超える労働者を対象とすること。
  - 国の助成金の勤務間インターバル導入コースなど勤務間インターバル制度導入に係る国や自治体の助成、又は、国の助成金の業種別課題対応コースにおいて勤務間インターバルを成果目標とした助成を申請していないこと。
- 詳細については、交付要綱等をご覧ください。

応援金に関する  
お問い合わせ

おかやま働き方改革推進応援金事務局

☎ **086-237-0778**

メールアドレス: jimusho1@oka-hatarakikata.jp

詳細及び申請手続きについては、岡山県のホームページ  
または二次元コードからご確認ください。

URL: <https://www.pref.okayama.jp/page/1032032.html>

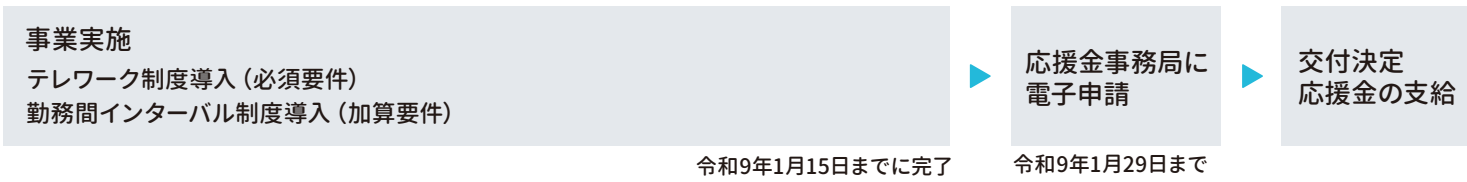


# 対象事業者チェックリスト

- 厚生労働省の「令和8年度働き方改革推進支援助成金」のうち、次のいずれかのコースを岡山労働局長に申請し、令和9年1月15日までに支給決定通知を受け、かつ岡山県内に事業所等を有する中小企業支援法第2条第1項で定義される中小企業者であること。
  - 業種別課題対応コース
  - 労働時間短縮・年休促進支援コース
  - 勤務間インターバル導入コース
- 令和8年4月1日以前に創業又は開業した中小企業者。
- 次のいずれにも該当しないこと（いわゆる「みなし大企業」でないこと）。
  - 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の中小企業以外の企業（以下「大企業」という。）が所有している中小企業者
  - 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
  - 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- 次のいずれにも該当しないこと。
  - 役員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下この項において同じ。）が、暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる者
  - 役員等が暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にあると認められる者
  - 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
  - 暴力団員等、暴力団又は暴力団員等の統制下にある者並びに暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者が、経営に実質的に関与していると認められる者
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業又はこれらに類する事業を行っていないこと。
- 県税に未納がないこと。（徴収の猶予を受けている者は除く。）
- 申請時において岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- 申請時において民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てを行っていないこと。
- 過去1年間に労働関係法令に違反していないこと。
- 国の人材確保等支援助成金(テレワークコース)などテレワーク制度導入に係る国や自治体の助成を受けたことがないこと。

## 申請・交付の流れ

### おかやま働き方改革推進応援金



### 令和8年度働き方改革推進支援助成金

